

熊本県
予防接種間違い防止の手引き
(五次改訂)

平成26年10月

熊本県健康福祉部健康危機管理課

はじめに

予防接種は、多くの人を受けることによって、かつての天然痘の根絶のようにその病気をなくしてしまったり、感染症の発生やまん延防止、重症化予防に大きな成果を上げており、我が国の公衆衛生対策上かかせないものとなっています。

近年、新しいワクチンの導入が増え、いわゆる「ワクチンギャップ」が解決されつつありますが、それに伴い市町村、医療機関においては予防接種業務が煩雑になり、接種間隔の誤りや種類の誤りなどの過誤接種が増えています。

幸いにも過誤によって県民に健康被害が生じたとの報告はありませんが、重篤な症例に至らないとも限りません。過誤接種をなくすためには、保護者の方々にも予防接種についての関心を高めていただくことが必要ですが、実施主体である市町村や実際に接種を行う医療機関のスタッフなど接種に関わる方々が予防接種の方法を理解し、予防接種についての知識を深めておくことが大切です。

県では、過誤防止策として、「予防接種間違い防止の手引き」を作成しています。この手引きでは、各ワクチンの接種方法や「個別接種」における確認事項や過誤防止策、予防接種を実施する上での留意点などを掲載しています。

今般、予防接種法が改正され、平成26年10月から水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が新たに定期予防接種の対象となったこと、また平成25年4月から四種混合、日本脳炎、ヒブ感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について接種間隔の上限が撤廃されたことなどを踏まえ、「予防接種間違い防止の手引き」を改訂（五次改訂）しました。

併せて、日々のワクチン接種時に確認すべき事項を示したチェックリストについても一部改訂しましたので、安全な予防接種実施の一助としてこれらをご活用いただければ幸いです。

なお、「集団接種」を行っている市町村は、厚生労働省が定める定期（A類疾病）の予防接種実施要領等を十分確認の上、適正に行っていただくようお願いいたします。

平成26年10月

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

【今回の改訂点】

（１）定期接種の追加

平成 26 年 10 月 1 日から水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンが定期接種のワクチンとなりました。（p13、p20、p21）

（２）同一ワクチンの接種間隔の上限撤廃

平成 26 年 4 月 1 日から、四種混合、日本脳炎、ヒブ感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、接種間隔の上限が撤廃されました。（p14、p16、p17、p19）

（３）接種間隔の下限の明確化

平成 26 年 4 月 1 日から、日本脳炎の第一期の追加接種時期について、接種間隔が明確化されました。（p16）

（変更前）初回接種終了後おおむね 1 年を経過した時期

（変更後）初回接種終了後、6 月以上

（４）過剰接種の防止等

平成 26 年 4 月 1 日から、小児の肺炎球菌感染症の予防接種について以下の点が変更になりました。（p18）

- ・初回接種の期限について

（変更前）生後 1 2 月ないし 1 3 月まで

（変更後）生後 2 4 月まで

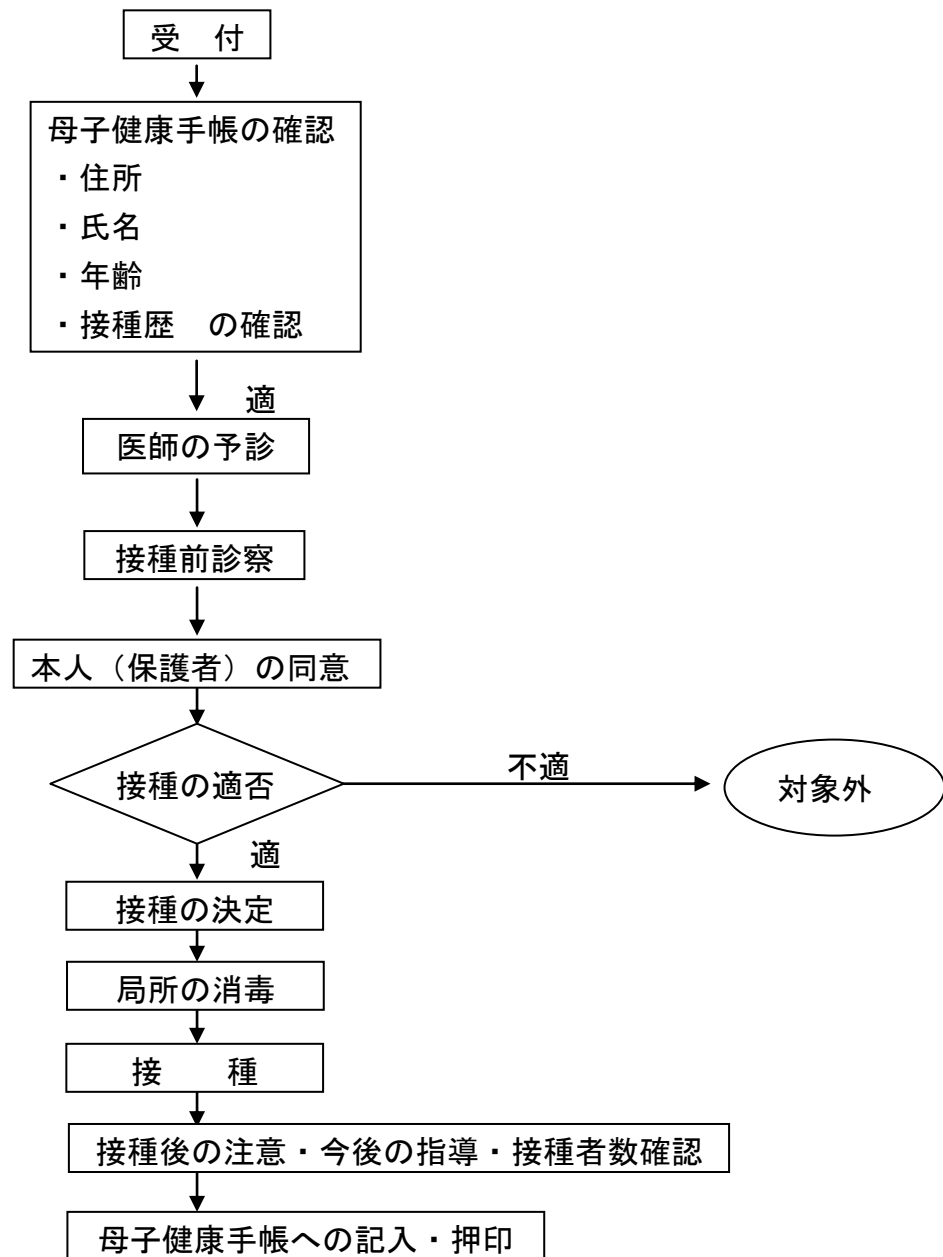
- ・初回接種開始時が生後 2 月から 7 月までの場合、初回接種の 2 回目が生後 1 2 月を超えた場合には、3 回目は実施しないこと。

目次

1 予防接種業務(個別接種)の流れ	…4
2 予防接種を実施する際の確認事項(チェックリスト)	…5
3 過誤例、ヒヤリ・ハット例	…8
4 ワクチンの分類(生ワクチン・不活化ワクチン)	…13
5 定期の予防接種の対象者等	…14
6 予防接種の一般的な接種間隔	…22
7 予防接種における年齢の考え方	…23
8 定期の予防接種後副反応報告手順	…24
9 定期の予防接種後副反応報告手順フローチャート	…25
10 長期にわたり療養を必要とする疾病により、定期予防接種の機会を逸した方への対応	…26
11 ワクチン取扱い会社の質問対応窓口	…27
12 様式(別紙様式1、別紙様式2)	…28

1 予防接種業務(個別接種)の流れ

予防接種業務(個別接種)の流れについて、フローチャートを示します。



2 予防接種を実施する際の確認事項(チェックリスト)

○各段階で確認事項をチェックすることが必要です。

○各確認事項は、本人（又は保護者）への聞き取り、母子健康手帳、予防接種済証、市町村からの通知書、予診票などを照合し、確実に確認してください。

○各段階の空欄は、確認事項を追加される際にお使いください。

■ 受付時の確認事項

	確認事項	確認の視点
1	対象者の確認	・住所
2	・本人、保護者の申し出 ・予防接種通知書	・氏名(フルネームで確認する)
3	・市町村発行の予診票 ・母子健康手帳 照合	・年齢(生年月日で確認する)
4	ワクチンの確認	・ワクチンの種類と接種回数は間違っていないか？
5		・対象者は当該ワクチンの対象接種年齢か？
6	母子健康手帳・接種済証等の確認	・接種歴を確認する。(重複接種ではないか？)
7		・直前の予防接種実施日からの間隔は適切か？
8	予診票の確認	・質問事項には全て回答されているか？
9		・検温を行い、記録したか？検温に問題はないか？
10	その他確認事項	・接種後 30 分間は待機することを説明したか？
11		・接種者が複数いる際、対象者判別の工夫はされているか？
12		

■ 予診・接種時の確認事項

	確認事項	確認の視点
1	対象者の確認	・住所
2	・本人、保護者の申し出 ・予防接種通知書	・氏名(フルネームで確認する)
3	・市町村発行の予診票 ・母子健康手帳 照合	・年齢(生年月日で確認する)
4	ワクチンの確認	・ワクチンの種類と接種回数は間違っていないか？
5		・対象者は、当該ワクチンの対象接種年齢か？
6		・ワクチンの有効期限は切れていないか？(外観も確認)
7	母子健康手帳・接種済	・接種歴を確認する。(重複接種ではないか？)
8	証等の確認	・直前の予防接種実施日からの間隔は適切か？
9	予診票の確認	・質問事項には全て回答されているか？
10		・検温に問題はないか？(体調を確認)
11	本人・保護者の同意	・保護者の承諾サイン又は押印があるか？
12	接種直前の確認	・接種部位は間違いないか？消毒したか？
13		・接種量は間違いないか？
14		・接種方法(皮下・経皮・経口)は間違いないか？
15	接種後の確認	・医師署名欄にサインしたか？
16		

■ 接種後の確認事項

	確認事項	確認の視点
1	注射器の処理	・使用済み注射器は適切に破棄されたか？
2	接種記録の確認	・予診票、診療録、母子健康手帳、老人健康手帳、接種済証などに接種日、ワクチン製造メーカー名、ワクチンロット番号、接種量、接種医療機関名などを記載したか？
3		・母子健康手帳に当該予防接種の済印を押したか？
4		・予診票を回収したか？
5	接種後の注意事項の説明	・副反応に備え、 接種後 30 分間待機 することを伝えたか？
6		・ 接種後の注意事項 について説明したか？ (局所を清潔に保つ、入浴の是非、副反応の可能性、運動の可否等)
7		

3 過誤例、ヒヤリ・ハット例

以下の過誤例・ヒヤリ・ハット例は、平成14年度以降に本県で発生した予防接種過誤事例のうち、代表的なものです。

※医療機関において、間違いに気付いた場合は、速やかに地元の市町村へ連絡し、対応を協議してください。

(1)接種間隔の誤り（前回の予防接種からの間隔の間違い）

～実際の事例1～

例1) MRワクチン(生ワクチン)接種後、22日で日本脳炎ワクチンを接種した。

× → ○27日以上の間隔をあける

例2) 日本脳炎ワクチンの1期初回1回目を接種後、5日で同ワクチン1期初回2回目を接種した。

×
↓

○6日から28日の間隔をあける

【過誤が発生した背景】

接種間隔の間違いが生じる主な原因は、接種後の日数の数え方の間違い、あるいは母子健康手帳を確認していなかったという報告がほとんどです。

① 接種当日を起算日(1日目)として、接種間隔を数えていた。

→本来は、接種日の翌日が起算日

② 母子健康手帳の確認を怠った。

③ 生ワクチンと不活化ワクチン接種後の基本的な接種間隔を認識していなかった。

→生ワクチン接種後は27日以上、不活化ワクチンは6日以上の間隔をあける

【事故を防ぐための対策】

ア) 接種間隔は「接種日の翌日を起算日(1日目)として数える」という認識を、関係者全員に徹底する。(受付や予防接種実施場所に掲示しておくなど)

イ) 接種前の母子健康手帳の確認は複数名(2人以上)で行う。

ウ) 接種後、接種歴とあわせて次のワクチン接種可能日(○年○月○日以降など)についても母子健康手帳に記載する。

(2)有効期限の誤り（期限の切れたワクチンの使用）

～実際の事例2～

例1) 使用したMRワクチンの有効期限が切れていることに、接種終了後に気付いた。

×



○

○期限の確認は接種前

例2) 市町村から医療機関へ有効期限切れのMRワクチンを配付した。

×



○

○払い出す前に確認

【過誤が発生した背景】

有効期限切れの間違いが起こる原因は、「確認漏れ」「廃棄の後回し」によるものがほとんどです。

- ① 有効期限が切れていることは認識していたが、「後で捨てよう」とそのままだにしていた。
- ② 被接種者が申し込んだ時は有効期限内だったが、発熱により接種を延期したところ、次の接種の時には期限が切れていた。

【事故を防ぐための対策】

- ア) ワクチン毎に、ロット番号順に整理し、有効期限の記載面を手前に向けて配置する。
- イ) ワクチン納入時に、ワクチン受け入れ簿に「製造年月日」、「有効期限」を明示する。
- ウ) ワクチンの在庫・期限チェック表を作成し、定期的にチェックする。
→期限切れに気付いたら、その場で「廃棄」。後回しにしない。
- エ) 予約が入ったら、ワクチンの在庫とあわせて、有効期限をチェックする。
- オ) 定期的にワクチンの保管温度などの管理状態及び有効期限を確認する。

(3)接種ワクチンの誤り（ワクチンの取り違い）

～実際の事例3～

例1) MRワクチン接種予定者に、二種混合(DT)ワクチンを接種した。

○

×

ワクチンの取り違い

例2) 兄弟で受診した際、兄が受ける予定のワクチンを弟に接種した。

【過誤が発生した背景】

- ① 看護師がワクチンを取り出す際に、間違えて別のワクチンを取り出した。
- ② 兄弟で別々のワクチンを接種する際、対象者とワクチンを確認せずに接種した。
- ③ 医師が看護師から渡されたワクチンは正しいものと思いこんでいた。

【事故を防ぐための対策】

- ア) ワクチンを取り出すときは、予診票で確認しながら行う。
- イ) 接種時に、本人(又は保護者)に今から接種するワクチンを口頭で確認する。
- ウ) 接種時に、予診票とワクチンを照らし合わせて確認する。
- エ) カルテ、予診票、母子健康手帳への記載、ワクチンラベルの貼付などを確認してから接種を行う。
- オ) 被接種者が複数いる場合は、接種ワクチンに応じたりボンや名札を下げるなどの工夫をする。
- カ) 取り出す者と接種する者が、各々予診票とワクチンを確認する。

(4)接種回数の誤り (必要な回数以上の接種など)

～実際の事例4～

例1) 既に接種済のMRワクチンの2期を再度接種した。

×

例2) 再発行の予診票で接種した後、紛失した最初の予診票を発見し、同じワクチンを再度接種。

×

例3) 小児肺炎球菌ワクチンの初回1回目を生後7ヶ月に、2回目を生後9ヶ月に接種後、ヒブワクチン3回目と同時に生後10ヶ月に3回目の小児肺炎球菌ワクチンを接種した。

×

小児肺炎球菌ワクチンの接種開始が生後7ヶ月以降なので、初回接種は2回まで。

【過誤が発生した背景】

- ① 母子健康手帳の記載内容を確認していなかった。
- ② 前回接種した際に、母子健康手帳へ「接種済」の記載をしていなかった。
- ③ 前回接種した際に、母子健康手帳の記入欄を誤って記載していた。
- ④ 保護者が予診票を紛失・再発行し、その後見つけた予診票で再び接種した。
(母子健康手帳の確認が不十分)
- ⑤ ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを、1回目から同時接種していると勘違いした。

【事故を防ぐための対策】

- ア) 接種した後は、確実に母子健康手帳等に記録を残す。
- イ) 母子健康手帳の記入欄が間違っていないか確認する。
- ウ) 接種する前に、必ず母子健康手帳の接種歴を確認する。
- エ) 市町村が予診票を再発行する際は、「再発行」のスタンプを押すなど、予診票を2回以上もらっていることを保護者、医療機関それぞれが一目で分かるようにする。
- オ) 接種歴の確認は、当日接種予定のワクチンの欄だけでなく、すべての予防接種欄を確認する。
- カ) 小児用肺炎球菌ワクチン、及びヒブワクチンについては、接種開始時期により接種回数異なることを確認する。

(5)接種量の誤り

～実際の事例5～

例1) 3歳未満の対象者に、日本脳炎ワクチンを0.5mL接種してしまった。

× → ○ 0.25 mL

例2) 二種混合(DT)ワクチン接種に際し、0.5mL接種してしまった。

× → ○ 0.1 mL

【過誤が発生した背景】

- ① 医師が、ワクチンによっては年齢に応じて接種量が異なることを十分認識していなかった。
- ② 対象者の年齢を確認していなかった。

【事故を防ぐための対策】

- ア) ワクチン毎の接種量を一覧表にして接種場所に掲示する。
- イ) 接種する前に、対象者の年齢を本人(又は保護者)に口頭で確認する。
- ウ) 接種する前に、各ワクチンの接種量を再度確認する。

(6)その他のヒヤリ・ハット例

～実際の事例6～

例1) BCGの接種に際し、針の角度及び圧が不十分と思い、4筒接種してしまった。

× → ○ 2筒接種

例2) 三種混合(DPT)ワクチンの接種に際し、一度使用した注射器を再度使用した。

×

例3) MRワクチン(第1期)を生後6か月で接種してしまった。

× → ○ 本来は生後12月～24月(1歳)

【過誤が発生した背景】

- ① 接種している途中で使用済み注射器と、未使用の注射器のトレイの配置が逆になり、気付かないまま使用済みの注射器を使用した。
- ② 被接種者の年齢と、ワクチンの対象年齢の確認を怠った。
- ③ 保護者が予診票に誤った年齢(月齢)を記載していた。

【事故を防ぐための対策】

- ア) 接種済み注射器と未使用の注射器を入れるトレイは、一目で区別がつくような工夫をする。
- イ) 予防接種を受け付ける際に、各ワクチンの対象年齢と接種予定日における被接種者の年齢を確認する。
- ウ) 接種当日にも、被接種者の年齢が定められた期間内であるか改めて確認する。
※対象者の年齢は、予診票だけに頼らず、母子健康手帳などで生年月日から確認すること。

予防接種の過誤を防ぐ
には、1人1人がとにか
く“確認”を忘れずに！



4 ワクチンの分類(生ワクチン・不活化ワクチン)

(平成 26 年 10 月現在)

■現在、日本で接種可能なワクチン

	生ワクチン	不活化ワクチン
■定期接種ワクチン	BCG	4種混合(DPT-IPV)
	麻しん風しん混合(MR)	三種混合(DPT)
	麻しん	二種混合(DT)
	風しん	日本脳炎
	水痘(みずぼうそう)	インフルエンザ
		不活化ポリオワクチン
		小児肺炎球菌感染症(13価)
		Hib 感染症
		ヒトパピローマウイルス感染症
		高齢者肺炎球菌感染症(23価)
■任意接種ワクチン	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	A型肝炎
	ロタウイルス	B型肝炎
	黄熱	狂犬病
	経口生ポリオワクチン	破傷風トキソイド
		成人用ジフテリアトキソイド

※定期接種ワクチンであっても、法で定められた対象年齢以外で接種する場合は、“任意接種”となります。

5 定期の予防接種の接種対象者等

(平成 26 年 10 月現在)

■定期 A 類疾病

(1)三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)、二種混合(ジフテリア・破傷風)

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
1期 初回	生後3月から生後90月に 至るまで	3回	各 0.5mL	20日以上 の間隔をあける
1期 追加		1回	0.5mL	1期初回(3回)終了後、 6カ月以上 の間隔をあける
2期	11歳以上13歳未満	1回	0.1 mL	

※2期は二種混合(DT)ワクチン

(2)4種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ)、二種混合(ジフテリア・破傷風)

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
1期 初回	生後3月から生後90月に 至るまで	3回	各 0.5mL	20日以上 の間隔をあける
1期 追加		1回	0.5mL	1期初回(3回)終了後、 6カ月以上 の間隔をあける
2期	11歳以上13歳未満	1回	0.1 mL	

※2期は二種混合(DT)ワクチン

(3)不活化ポリオワクチン(単独不活化ポリオワクチン)

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
初回 接種	生後3月から生後90月に 至るまで	3回	各 0.5mL	20日以上 の間隔あける
追加 接種		1回	0.5mL	1期初回(3回)終了後、 6カ月以上 の間隔をあける

※不活化ポリオワクチン(単独不活化ポリオワクチン)の初回接種は、平成24年9月から一定期間(3年程度)は、20日以上の間隔をおいて3回接種すること。

(4)BCG(生ワクチン)

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)
	生後1年に至るまで	1回	所定のスポイトで 滴下

(5)麻しん・風しん(MR)(生ワクチン)

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)
1期	生後12月から24月に至る までの間	1回	0.5mL
2期	5歳以上7歳未満で、小学 校就学前の1年間 ※ <u>小学1年生になる前年の</u> <u>4月1日～3月31日までの</u> <u>1年間</u>	1回	0.5mL

(6)日本脳炎 ※対象者の年齢によって接種量が異なるワクチン (平成26年10月現在)

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
1期 初回	生後6月から90月に至までの間(※)	2回	(3歳以上) 各 0.5mL (3歳未満) 各 0.25mL	6日以上 の間隔をあける
1期 追加	生後6月から90月に至までの間 ※1期初回(2回)終了後、6月以上	1回	(3歳以上) 各 0.5mL (3歳未満) 各 0.25mL	1期初回(2回)終了後、 6月以上 の間隔をあける
2期	9歳以上13歳未満	1回	0.5mL	

◆日本脳炎定期予防接種における特例対象者について

平成17年度の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した者への接種機会の確保として、定期接種対象者を拡充。(平成23年5月20日以降)

○特例対象者:平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者で、かつ20歳未満の者。

接種の方法については、対象者の接種歴や年齢によって異なるため、詳しくは各市町村予防接種担当課へ問合わせてください。

(7)Hib 感染症 ※初回接種開始時の月齢ごとに、接種スケジュールが異なる。

【標準スケジュール】

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
初回接種	(初回接種の開始時に) 生後2月から生後7月に 至るまで	3回	各 0.5mL	生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をあける
追加接種		1回	0.5mL	初回接種終了後、 7月以上 の間隔をあける※

※ただし、生後12月までに3回の初回接種を終了せずに、生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回行う。

【接種もれ者への接種スケジュール①】

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
初回接種	(初回接種の開始時に) 生後7月に至った日の翌日 から生後12月に至るまで	2回	各 0.5mL	生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をあける
追加接種		1回	0.5mL	初回接種終了後、 7月以上 の間隔をあける※

※ただし、生後12月までに2回の初回接種を終了せずに、生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回行う。

【接種もれ者への接種スケジュール②】

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)
	(初回接種の開始時に) 生後12月に至った日の 翌日から生後60月に至る まで	1回	0.5mL

**(8)小児肺炎球菌感染症(13価) ※初回接種開始時の月齢ごとに、
接種スケジュールが異なる。**

【標準スケジュール】

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
初回 接種	(初回接種の開始時に) 生後2月から生後7月に 至るまで	3回	各 0.5mL	生後24月に至るまでの 間に、27日以上 の間隔をあける*
追加 接種		1回	0.5mL	生後12月以降に、 初回接種終了後、60日以上 の間隔をあける

※初回2回目の接種は、生後12月に至るまでに行い、それを超えた場合は初回3回目の接種は行わないこと。ただし、追加接種は実施可能。

【接種もれ者への接種スケジュール①】

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
初回 接種	(初回接種の開始時に) 生後7月に至った日の翌	2回	各 0.5mL	生後24月に至るまでの 間に、27日以上 の間隔をあける
追加 接種	日から生後12月に至る まで	1回	0.5mL	生後12月以降に、 初回接種終了後、60日以上 の間隔をあける。

【接種もれ者への接種スケジュール②】

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
	(初回接種の開始時に) 生後12月に至った日の 翌日から生後24月に至 るまで	2回	各 0.5mL	60日以上 の間隔をあける。

【接種もれ者への接種スケジュール③】

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)
	(初回接種の開始時に) 生後24月に至った日の 翌日から生後60月に至るまで	1回	0.5mL

(9)ヒトパピローマウイルス感染症

(1) 組み換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
	12歳となる日の属する年度の初日から、16歳となる日の属する年度の末日まで	3回	各 0.5mL	1月以上 の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から 5月以上 、かつ2回目の接種から 2月半以上 の間隔をおいて1回行う。

(2) 組み換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
	12歳となる日の属する年度の初日から、16歳となる日の属する年度の末日まで	3回	各 0.5mL	1月以上 の間隔をおいて2回接種した後、 3月以上 の間隔をおいて1回行う。

※組み換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと、組み換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないことから、同一の者に両ワクチンを使用せず、同一のワクチンを用いる。

(10) 水痘

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)	同一ワクチンの接種間隔
	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	2回	各 0.5mL	3月以上 の間隔をあける

※ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて2回接種した対象者は、水痘ワクチンを定期接種として受けることはできない。

※ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に1回接種した者は、既に定期接種を1回受けたものとみなす。

※ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上接種した者は、既に定期接種を1回受けたものとみなす。この場合、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行う。

※ 経過措置として、平成26年度に限り、生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を定期接種の対象として、1回の接種を行う。ただし、生後12月以降に1回以上接種したことがある者は対象とならない。

■定期 B 類疾病 (平成 26 年 10 月現在)

(1)季節性インフルエンザ

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)
	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・60歳以上65歳未満であつて、<u>心臓、腎臓または呼吸器の機能に、日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</u> 	(毎年度) 1回	0.5mL

(2)高齢者の肺炎球菌感染症(23価)

	接種対象者	接種回数	接種量(ml)
	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳の者 ・60歳以上65歳未満であつて、<u>心臓、腎臓または呼吸器の機能に、日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</u> 	1回	0.5mL

※ 平成26年10月1日より前に、23価肺炎球菌ワクチンを1回以上接種した者は、定期接種として受けることはできない。

※ 経過措置

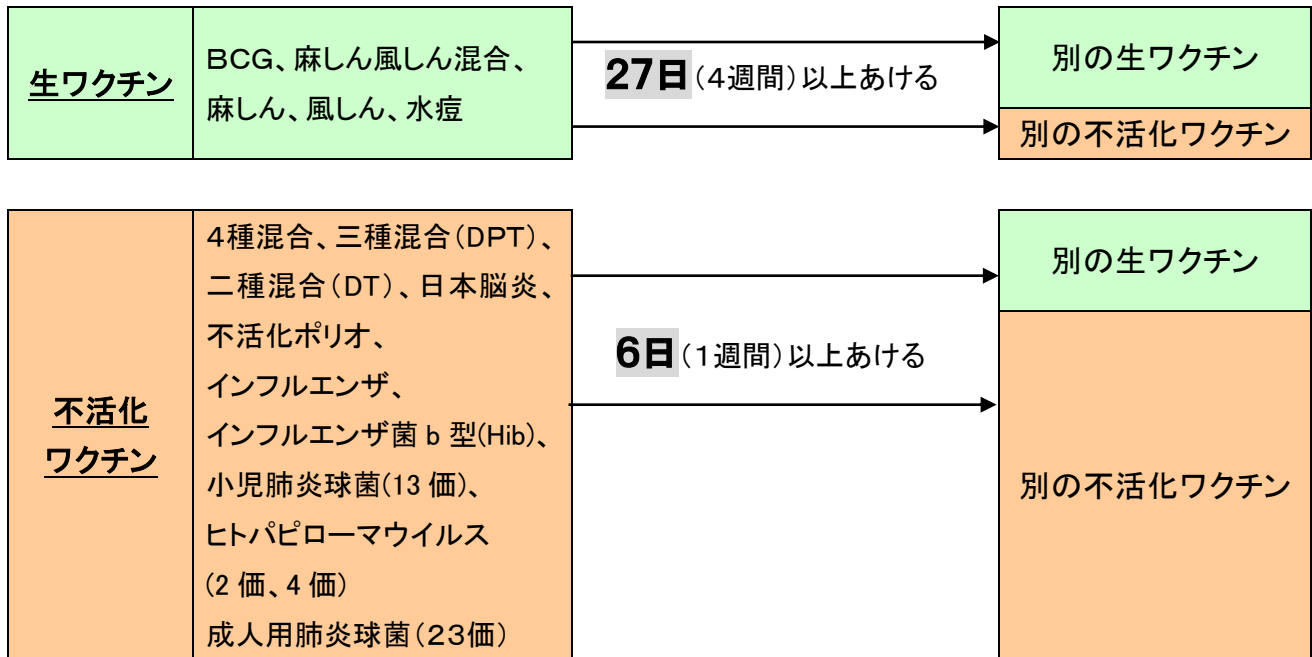
○平成26年度から平成30年度までの間は、各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者を定期接種の対象とする。

○平成26年度は、平成26年度101歳以上となる者を定期接種の対象とする。

6 予防接種の一般的な接種間隔

接種間隔の起算日(1日目)は、接種した日の”翌日”であり、次のワクチン接種までの間隔は、**生ワクチン接種後は27日以上、不活化ワクチン接種後は6日以上**おく。

ただし、三種混合(DPT)や日本脳炎など、同じワクチンを複数回接種する場合は、それぞれのワクチン毎に定められた接種間隔で接種する。



ある月の1日(月)に不活化ワクチンを接種した場合は、翌週の8日(月)以降に別のワクチンが接種可能となる。また、1日(月)に生ワクチンを接種した場合は、4週後の29日(月)以降に別のワクチンが接種可能となる。

<接種間隔の考え方の例> ※接種日は、“0日目”と数える。

日	月	火	水	木	金	土
	1 (接種日)	2 (1日目)	3 (2日目)	4 (3日目)	5 (4日目)	6 (5日目)
7 (6日目)	8 (7日目)	9 (8日目)	10 (9日目)	11 (10日目)	12 (11日目)	13 (12日目)
14 (13日目)	15 (14日目)	16 (15日目)	17 (16日目)	18 (17日目)	19 (18日目)	20 (19日目)
21 (20日目)	22 (21日目)	23 (22日目)	24 (23日目)	25 (24日目)	26 (25日目)	27 (26日目)
28 (27日目)	29 (28日目)	30 (29日目)	31 (30日目)			

7 予防接種における年齢の考え方

予防接種を実施する際の対象者の年齢の計算については、民法第6章 期間の計算（第128条～143条）の解釈に従う。

例) 2011年6月1日生まれの子どものDPT、DTの接種期間の考え方



1) DPT(1期)

- ・ 生後3月になる日 ~ 生後90月になる日
(2011年8月31日) (2018年11月30日)

2) DT(2期)

- ・ 11歳以上13歳未満
(2022年5月31日～2024年5月31日)

【考え方】

〇〇歳以上●●歳未満の場合、
〇〇歳の誕生日の前日から●●歳の誕生日の前日まで

【参考】

年齢計算ニ関スル法律(明治35年12月2日法律第50号)

- (1) 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- (2) 民法第百四十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス

【参考】

～民法第143条～

- (1) 週、月、又は年によって期間を定めたときは、その期間は暦に従って計算する。
- (2) 週、月又は年の初めから期間を計算しないときは、その期間は、最後の週、月、又は年においてその起算日に応答する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合においては、最後の月に応答する日がないときは、その月の末日に満了する。

8 定期の予防接種後副反応報告手順

(平成 26 年 10 月現在)

【A: 医療機関から報告する場合】

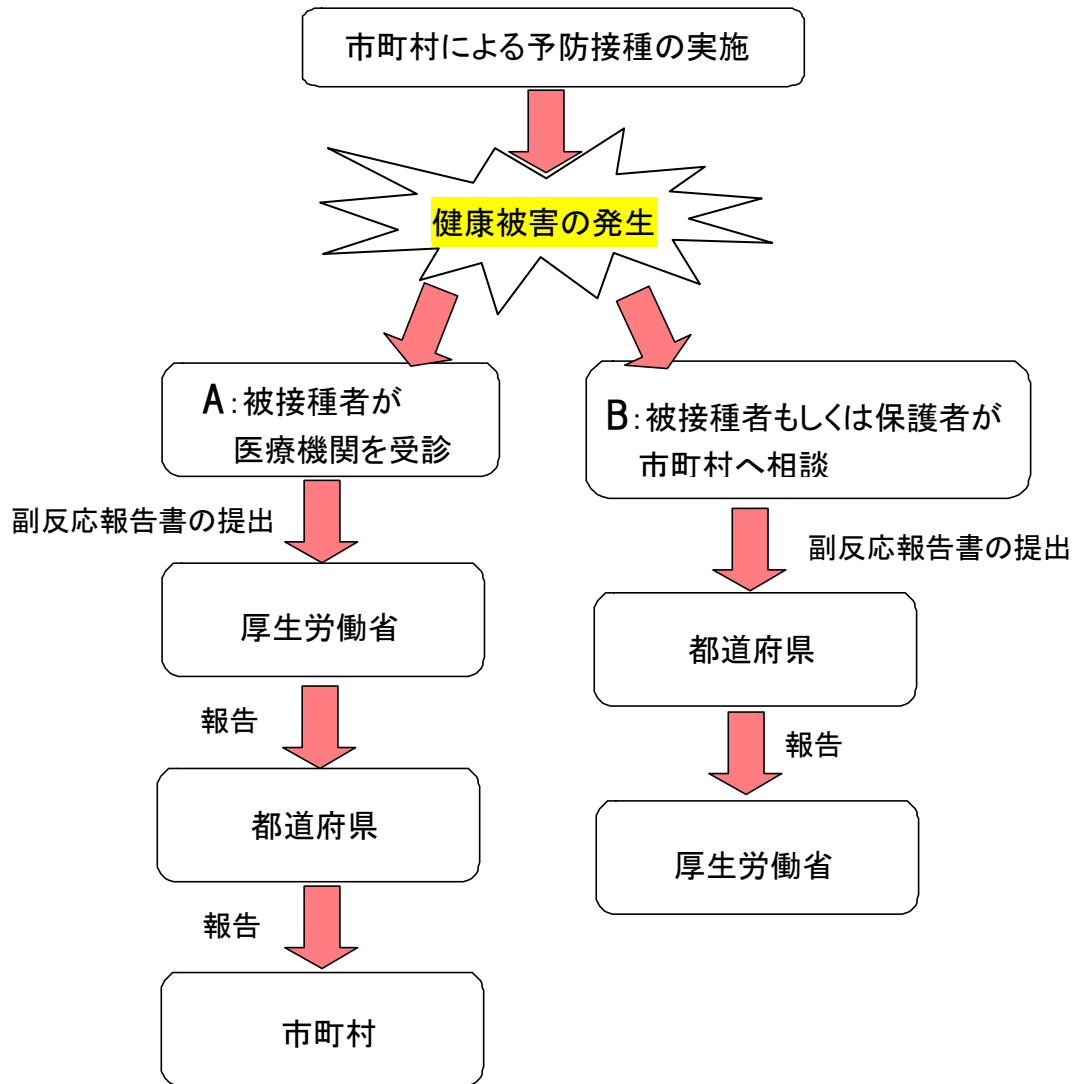
- (1) 市町村による予防接種の実施
- (2) 健康被害の発生
- (3) 医療機関受診
- (4) 医療機関から速やかに厚生労働省健康局結核感染症課へ、FAX(FAX 番号:0120-510-355)にて予防接種後副反応報告書(別紙様式1※裏面も忘れずに記入)を提出
- (5) 報告を受けた厚生労働省から都道府県へ、当該報告を情報提供
- (6) 当該報告を受け取った都道府県は、速やかに予防接種を実施した市町村へ情報提供

【B: 市町村が被接種者もしくは保護者から相談を受けた場合】

- (1) 市町村による予防接種の実施
- (2) 健康被害の発生
- (3) 被接種者もしくは保護者から、市町村へ相談
- (4) 必要に応じて市町村は、被接種者もしくは保護者に予防接種後副反応報告書(別紙様式2)を記入してもらい、都道府県へ報告
- (5) 都道府県は、厚生労働省健康局結核感染症課へ FAX (FAX 番号:0120-510-355)にて報告

※ この場合、市町村は当該健康被害を診断した医師等に対し、「別紙様式 1」の報告書提出を促す。医師等が報告基準に該当せず因果関係もないと判断しているなどの理由により、報告をしない場合には、その理由も添えて厚生労働省へ報告すること。

9 定期の予防接種後副反応報告手順フローチャート



※ 報告書(別紙様式1、別紙様式2)については、「厚生労働省ホームページ」→「予防接種」→「関連通知など」からもダウンロードできます。

10 長期療養を必要とする病気により、定期予防接種を

受けられなかった方への対応

平成 25 年 1 月 30 日から、定期接種の対象者（インフルエンザを除く）が、定期接種の対象年齢・期間に特別の事情で予防接種を受けられなかった場合、その特別の事情がなくなった日から 2 年間（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種については、1 年間）は、定期接種を受けることができるようになりました。

※特別な事情とは、

① 次の（ア）～（ウ）の病気にかかったこと

（ア） 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症、その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な病気

（イ） 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群、その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な病気

（ウ） （ア）又は（イ）の病気に準ずると認められるもの

② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと

③ 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められたもの

特別な事情があることにより定期接種を受けることができなかったかどうかについては、市町村で総合的に判断されます。詳しくは各市町村予防接種担当課へ問合わせてください。

11 ワクチン取扱い会社の質問対応窓口

(平成 26 年 10 月現在)

企業名	電話番号
北里第一三共ワクチン株式会社	0120-289-373
武田薬品工業株式会社	0120-566-587
一般財団法人 化学及血清療法研究所	096-345-6500
一般財団法人 阪大微生物病研究会	0120-280-980
デンカ生研株式会社	03-6214-3231
日本ビーシーエー製造株式会社	03-5800-5304
一般財団法人 日本ポリオ研究会	042-393-3191
MSD株式会社	0120-024-961
グラクソ・スミスクライン株式会社	0120-561-007
サノフィパスツール株式会社	0120-870-891
ファイザー株式会社	0120-664-467
田辺三菱製薬株式会社	0120-753-280
第一三共株式会社	0120-289-373
アステラス製薬株式会社	0120-189-371(医療関係者用) 0120-865-093(一般用)
北里薬品産業株式会社	03-5427-3940

一般社団法人 日本ワクチン産業協会ホームページより

予防接種後副反応報告書

予防接種法上の定期接種・任意接種の別		<input type="checkbox"/> 定期接種		<input type="checkbox"/> 任意接種	
患者 (被接種者)	氏名又は イニシャル <small>(定期の場合は氏名、任意の場合はイニシャルを記載)</small>	性別	1 男 2 女	接種時 年齢	歳 月
	住所 都道府県 区市町村	生年月日	T S H 年 月 日生		
報告者	氏名	1 接種者 2 主治医 3 その他()			
	医療機関名			電話番号	
	住所				
接種場所	医療機関名				
	住所				
ワクチン	ワクチンの種類 <small>(②～④は、同時接種したものを記載)</small>	ロット番号	製造販売業者名	接種回数	
	①			① 第 期(回目)	
	②			② 第 期(回目)	
	③			③ 第 期(回目)	
	④			④ 第 期(回目)	
接種の状況	接種日	平成 年 月 日	午前・午後 時 分	出生体重	グラム <small>(患者が乳幼児の場合に記載)</small>
	接種前の体温	度 分	家族歴		
	予診票での留意点(基礎疾患、アレルギー、最近1か月以内のワクチン接種や病気、服薬中の薬、過去の副作用歴、発育状況等) 1 有 2 無				
症状の概要	症状	定期接種の場合で次頁の報告基準に該当する場合は、ワクチンごとに該当する症状に○をしてください。 報告基準にない症状の場合又は任意接種の場合(症状名:)			
	発生日時	平成 年 月 日	午前・午後 時 分		
	本剤との 因果関係	1 関連あり 2 関連なし 3 評価不能	他要因(他の 疾患等)の可 能性の有無	1 有 2 無	
	概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)				
	○製造販売業者への情報提供 : 1 有 2 無				
症状の程度	1 重い	1 死亡 2 障害 3 死亡につながるおそれ 4 障害につながるおそれ 5 入院 (病院名: 医師名:) 平成 年 月 日入院 / 平成 年 月 日退院 6 上記1～5に準じて重い 7 後世代における先天性の疾病又は異常			
	2 重くない				
症状の転帰	転帰日	平成 年 月 日			
	1 回復 2 軽快 3 未回復 4 後遺症(症状:) 5 死亡 6 不明				
報告者意見					
報告回数	1 第1報 2 第2報 3 第3報以後				

